

# 1 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書

【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この覚書は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムにより映像情報（ヘリコプターテレビカメラ映像・高所監視カメラ映像・可搬型地球局映像等、以下同じ。）を神奈川県、横浜市、川崎市の三者（以下、「三者」という。）で相互に送受信するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定める。

(送受信の手続き)

第2条 三者は、震度5弱以上の地震発生時など、映像情報を相互に共有する必要があると認めれるときは、直ちに、映像伝送機器を操作するなど必要な措置をとるものとする。

2 送信側は、前項の措置が完了し、映像情報を送信できる状態となったときは、原則として受信側に連絡を行うものとする。

3 映像情報の送受信は、原則として受信側が送信側の映像伝送機器に回線接続することにより行うものとする。

4 映像情報の送受信については、神奈川県災害対策課、横浜市災害対策室、川崎市防災対策室が窓口となり調整を行うものとする。

(映像情報等)

第3条 送信する映像情報は、原則として、送信側が、災害の状況を最も正確に伝えることが出来る映像を選択して送信するものとする。

2 受信側からの映像情報の変更依頼について、送信側に災害応急活動等の実施など、依頼に基づく映像情報の送信が行えない事情のあるときは、送信側の事情が優先されるものとする。

(防災訓練等)

第4条 三者は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムを活用した情報受伝達訓練を通じ、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。

2 前項の訓練は、防災訓練等の機会を捉え、三者が連携して実施するものとする。

(目的外使用の禁止等)

第5条 受信により得られた映像情報は、原則として災害応急対策の用途以外に使用しないものとする。

(協議事項等)

第6条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用時期)

第7条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、各機関記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年10月22日

神奈川県防災局長	橋本正俊
横浜市総務局長	中島弘善
川崎市建設局長	引野賢治

## 2 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書

【危機管理本部】

神奈川県石油コンビナート等特別防災区域における災害発生時及び東海地震に係る警戒宣言発令時における防災関係等の相互通信連絡手段の確保を図ることを目的として、神奈川県が所有する防災相互無線設備（以下「無線設備」という。）の管理及び運用に関し、神奈川県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（無線設備の委託）

第1条 甲は、別紙1（省略）に掲げる無線設備の管理及び運用を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 無線設備の委託期間は、昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、引き続き1年間更新したものとみなし、以後この例による。

（管理の義務）

第3条 乙は委託に係る無線設備の機能を維持するため、常に善良なる管理者の注意をもって当該無線設備を管理するものとする。

（保管場所及び管理責任者）

第4条 委託に係る無線設備の保管場所及び管理者は、次のとおりとする。ただし、これを変更する必要がある場合には、乙は、甲に速やかに書面をもって通知するものとする。

所在地 保管場所	管理責任者	
	職	氏名
—	—	—

（無線設備の運用）

第5条 乙は、委託に係る無線設備を運用するに当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び神奈川県知事が別に定める運用規定に従い、その目的に則し、最も効率的に運用するものとする。

（無線従事者）

第6条 乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

（維持管理等の経費）

第7条 委託期間における委託に係る無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は、次のとおりとする。

(1) 通常の維持管理に要する経費は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。

(2) 乙が善良なる管理を怠ったために生じた故障の復旧等に要する経費は、乙の負担とする。

（無線設備の返還等）

第8条 甲は、乙による委託に係る無線設備の運用が、その目的からみて適当でないと認めるときは、第2条の委託期間の定めにかかわらず、乙に対して当該無線設備の返還を求めることができるものとする。

2 乙は、委託に係る無線設備の機能が著しく低下し、運用に耐えないと認めるときは、当該無線設備の返還について甲に協議を求めることができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定にない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書を2通作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

3 災害時等における放送要請に関する協定書(日本放送協会横浜放送局、オールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送) 【危機管理本部】

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第20条の規定に基づき、災害時における放送の要請に関し、川崎市を甲とし、を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定する。

(放送の要請)

第1条 甲は、災害対策基本法第56条の規定に基づく通知又は、警告が災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第2条 甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に規定する放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

(雑則)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第6条 この協定は、昭和61年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和61年6月27日

甲 川崎市  
川崎市長 伊藤三郎  
乙 (法人名)  
(代表者名)

協定先一覧

- 1 日本放送協会横浜放送局
- 2 株式会社オールエフラジオ日本
- 3 株式会社テレビ神奈川
- 4 横浜エフエム放送株式会社

#### 4 災害情報等の放送に関する協定書(かわさき市民放送)【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）とかわさき市民放送株式会社（以下「乙」という。）は、地域における各々の役割と使命を踏まえ、災害、事故など市民生活に影響を与える事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生が予見される場合に、これらに関する情報（以下「災害情報等」という。）の甲から乙に対する提供、乙によるラジオでの放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

##### （災害情報等の提供）

第1条 甲は、災害等が発生した場合又は発生が予見される場合に、乙へ災害情報等を提供するものとする。

2 乙は、災害等が発生した場合又は発生が予見される場合に、甲へ災害情報等の提供を求めることができる。

3 甲から乙への災害情報等の提供手段は、電子メール、インターネット等を利用したデータにより提供するものとする。ただし、当該手段で情報提供できない場合には、ファクシミリ等の代替手段を利用するものとする。

##### （災害情報等の緊急度）

第2条 災害情報等を迅速かつ正確に伝えるために、災害情報等について緊急度に応じて分類する。

2 前項の緊急度の分類は、高、中及び低の3種類とし、次のとおり定める。

(1) 「高」は、市民に避難等の危険回避行動を求めたり、市民に大きな被害を及ぼす恐れがあるなど、迅速な広報を必要とする災害情報等をいう。

(2) 「中」は、市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがあったり、危険回避行動の準備を促したり、市民への影響がありかつ緊急性があるなど、広報を必要とする災害情報等をいう。

(3) 「低」は、参考情報として市民に広報する災害情報等をいう。

3 主な災害情報等の緊急度の分類は、別表のとおりとする。

##### （災害情報等の放送）

第3条 乙は、甲が提供した災害情報等を放送するものとする。

2 災害情報等の放送方法は、前条第2項の緊急度に応じて次のとおりとする。

(1) 「高」の場合、乙は放送中の番組等を直ちに中断して、災害情報等を放送するものとする。

(2) 「中」の場合、乙は放送中の番組等の中で速やかに災害情報等を放送するものとする。

(3) 「低」の場合、乙は放送中の番組等の合間に、可能な限り速やかに放送するものとする。

3 甲及び乙は、災害情報等の放送について、外国語での放送も行えるよう支援体制の整備に努めるものとする。

##### （緊急放送装置の使用）

第4条 甲は、乙が無人放送を行っているなど、直ちに乙による災害情報等の放送を行うことが困難な場合は、緊急放送装置を使用して災害情報等を放送することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき、緊急放送装置を使用した場合は、乙へ放送内容及び放送日時を連絡するものとする。

##### （臨時災害放送局の開局）

第5条 全市に及ぶ大規模な災害が発生し甲からの要請があった場合は、乙は全ての番組を中止し、甲が提供する災害情報等を専用に放送する臨時災害放送局を開局する。

2 前項に基づく放送による施設維持費等の費用負担については、甲乙協議により定めるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、期間終了1か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間の更新をするものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成20年9月9日から施行する。
- 2 「災害情報等の放送に関する協定書」(平成8年6月28日締結)は、廃止する。
- 3 「災害情報等の放送に係る実施運用に関する覚書」(平成8年6月28日締結)は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 川崎市中原区小杉町1-403

かわさき市民放送株式会社

代表取締役社長 森 敏朗 印

別表

緊急度	緊急度の定義	事例
高	1 市民に避難等の危険回避行動を求める情報 2 市民に大きな被害を及ぼす又は及ぼす恐れがある災害等に関する情報 3 その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度情報（市内で震度5弱以上）</li> <li>・避難勧告、避難指示</li> <li>・津波警報、津波警報</li> <li>・東海地震予知情報</li> <li>・弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等国民保護に関する情報</li> <li>・市民に大きな被害を及ぼす災害等に関する情報（大地震、風水害、大規模な事故等）</li> </ul> など
中	1 市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがある災害等に関する情報 2 市民に避難等の危険回避行動の準備を促す情報 3 市民への影響がありかつ緊急性がある災害等に関する情報 4 その他、危機管理上、広報を必要とする情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度情報（市内で震度4）</li> <li>・避難準備情報</li> <li>・津波注意報</li> <li>・東海地震注意情報</li> <li>・気象警報（大雨、洪水等）</li> <li>・指定河川洪水予報</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・光化学スモッグ情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> <li>・市民への影響がありかつ緊急性がある情報（コンビナート火災、ライフライン事故等）</li> <li>・避難所開設情報</li> </ul> など
低	1 参考情報として市民に広報する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度情報（市内で震度3）</li> <li>・東海地震に関連する調査情報（臨時）</li> <li>・気象注意報（大雨、洪水等）</li> <li>・竜巻注意情報</li> </ul> など

5 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定(神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合、川崎第1個人タクシー協同組合)

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と神奈川県乗用自動車協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第1個人タクシー協同組合(以下「乙」という。)の間に次のように協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等激甚災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合に甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系(タクシー無線)により非常通信等を行うことについて、甲が乙に協力を要請するための手続き等を定めるものとする。

(要請等)

第2条 甲は、川崎市内に災害が発生した場合に、地域情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とする時は、乙に所属している無線局及び会員に協力を要請することができる。

2 前項の要請を受けた乙に所属する無線局及び会員は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

(手続)

第3条 前条第1項の規定に基づき乙に所属している無線局及び会員に協力の要請を行う場合の手続きは、川崎市災害対策本部事務局長が乙の支部長及び理事長に要請するものとする。

(補償)

第4条 第2条第2項の規定により情報の収集及び伝達の活動中に乙の会員が負傷した場合等の補償は、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の規定を準用する。

(協議)

第5条 この協定に関して疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第6条 この協定は、平成8年3月19日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書を4通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成8年3月19日

甲	川崎市
	川崎市長 高橋 清
乙	社団法人
	神奈川県乗用自動車協会川崎支部(※)
	支部長 岩浦 久雄
	川崎個人タクシー協同組合
	理事長 古川 力生
	川崎第1個人タクシー協同組合
	理事長 鈴木 誠

(※現在の社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部)

6 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定(川崎市アマチュア無線情報ネットワーク) 【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎市アマチュア無線情報ネットワーク(以下「乙」という。)は、災害情報の収集及び伝達について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は、発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、川崎市内に災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

(協力要請の手續)

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續は、川崎市土木局防災対策室長(以下「防災対策室長」という。)が担当する。ただし、状況により区長が担当することができる。

(通信統制)

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合に通信を円滑に行うため、乙は無線統制局を事前に指定し、甲に報告するものとする。

(補償)

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の乙の会員に人身事故が発生した場合の補償は、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例により、甲が補償する。

(報告)

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに別に定める様式により甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月6日

甲 川崎市  
川崎市長 高橋 清

乙 川崎市アマチュア無線情報ネットワーク  
会長 安田 重雄

## 7 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定(イツ・コミュニケーションズ、ジェイコム、YOUテレビ)

【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)とイツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)、株式会社小田急情報サービス(以下「丙」という。)及びYOUテレビ株式会社(以下「丁」という。)は、災害及び事故その他市民生活に影響を与える緊急事態(以下「災害等」という。)が発生した場合又は発生が予見される場合に、これらに関する情報(以下「災害情報等」という。)の提供、放送及びインターネット上での情報伝達(以下「情報伝達」という。)に関して、以下のとおり協定を締結する。

(要請理由)

第2条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第56条に基づく通知又は要請について、災害等のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合、又は著しく困難な場合及びそれに準ずる場合で、その通信のため特別の必要がある場合に乙、丙及び丁に対して、情報伝達の要請を行うことができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙、丙及び丁に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 伝達内容
- (3) 希望する日時
- (4) その他必要な事項

(情報伝達の実施)

第4条 乙、丙及び丁は、甲から要請を受けた事項に関して、内容及び時刻をその都度決定し、情報伝達を行うものとする。

(災害時の協力)

第5条 甲は、乙、丙及び丁に対して次の協力を求めることができる。

- (1) 川崎市災害対策本部(区本部を含む)への災害情報等の提供
- (2) 川崎市災害対策本部(区本部を含む)が発表する災害情報等の伝達
- (3) その他の必要な情報

(ケーブルテレビ事業者間の相互協力)

第6条 乙、丙及び丁は、各事業者相互に協力して第5条の協力遂行に当たるものとする。

(平常時の協力)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、第5条に規定した災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 防災訓練への参加に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発活動に関すること。
- (3) ケーブルテレビ事業の推進に関すること。

(連絡責任者)

第8条 第2条に規定する放送の要請に関して、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ次の連絡責任者をおくものとする。

甲	川崎市	建設局防災対策室長	
乙	イツ・コミュニケーションズ株式会社		総務部長
丙	株式会社小田急情報サービス		営業部長
丁	YOUテレビ株式会社		企画編成部長

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じた場合、若しくは定めのない事項に関しては、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(協定機関)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成15年3月31日までとする。ただし、協定の期間満了の一个月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも廃止又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに一年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各一通を保有する。

平成14年8月23日

甲 川崎市  
川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
イツ・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 伊原 光孝

丙 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号  
株式会社 小田急情報サービス (※)  
代表取締役社長 荒屋 正年

丁 横浜市鶴見区鶴見中央1丁目26番1号  
YOUテレビ株式会社  
代表取締役社長 館岡 精一

(※現在の株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局)

## 8 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(イツ・コミュニケーションズ) 【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)とイツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に甲、乙、株式会社小田急情報サービス(現”株式会社ジェイコム関東“)及びYOUテレビ株式会社の間で締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営するケーブルテレビ放送を活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

### (目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

### (情報の提供)

第2条 甲は、乙に対して、別表1に記載する防災気象情報を提供するものとする。

### (提供方法)

第3条 甲は、常に、乙とインターネット回線(以下「防災気象情報ネットワーク」という。)に接続し、当該回線を通じて防災気象情報を乙に対して送信するものとする。

### (施設の維持管理)

第4条 防災気象情報ネットワークの維持管理は、甲乙のそれぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

### (甲の免責)

第5条 乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

(1) 天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断

(2) 防災気象情報ネットワークに関連する機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

2 前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

### (乙の免責)

第6条 甲は、乙が防災気象情報ネットワークに関連する機器の保守、点検等に伴い、一時的に当該ネットワークを停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

### (有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### (情報の費用)

第8条 甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

### (情報の目的外利用)

第9条 乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

### (その他)

第10条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 10 月 21 日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号  
イツ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 渡辺 功 印

別表 1

防災気象情報
光化学スモッグ情報
川崎市からの緊急のお知らせ
雨量通知情報及び水位警戒情報
竜巻注意情報
土砂災害警戒情報
記録的短時間大雨情報

## 9 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(テレビ神奈川)

【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)と株式会社テレビ神奈川(以下「乙」という。)は、地上デジタル放送のデータ放送を活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)の市民への提供及び放送に関して、次のとおり覚書を締結する。

(総則)

第2条 甲及び乙は、地上デジタル放送のデータ放送が有する郵便番号等による区域限定の機能を活用し、地域を限定した防災気象情報を緊急度合いに応じて最適な提供方法により提供するため、お互いに協力するものとする。

(情報の緊急度合い)

第3条 緊急度合いについては、別表1のとおり高、中、低の3種類とする。

- (1) 高は、市民に避難等の危険回避行動を求める緊急情報をいう。
- (2) 中は、市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがあり、その準備を促す情報をいう。
- (3) 低は、参考情報として市民に周知する情報をいう。

(提供方法)

第4条 防災気象情報の提供方法は、前条の緊急度合いに応じて次のとおりとする。

- (1) 高の場合は、通常放送が行われている状態で、視聴者が操作を行うことなく防災気象情報のデータ放送に自動遷移し、防災気象情報を表示する。
- (2) 中の場合は、視聴者がデータ放送への遷移操作を行うことにより、防災気象情報のデータ放送に遷移し、防災気象情報を表示する。
- (3) 低の場合は、視聴者がデータ放送への遷移操作を行い、マイタウン情報の川崎市にカテゴリ登録されている防災気象情報に遷移することにより、掲載情報を表示する。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年 9月14日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 横浜市中区太田町2-23

株式会社テレビ神奈川

代表取締役社長 牧内 良平 印

別表 1

緊急度	緊急度の定義	事例
緊急度「高」	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民に避難等の危険回避行動を求める緊急情報</li> <li>2 生命・財産に大きな被害を及ぼす恐れのある情報</li> <li>3 危機管理上緊急を要する情報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の避難に関する情報</li> <li>2 多数の市民が巻き込まれた可能性がある事故情報</li> <li>3 多数の被害が発生した地震情報</li> </ol>
緊急度「中」	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民に避難等の危険回避行動などの事前準備を促す情報</li> <li>2 多数の被害が発生した危機事案の被害情報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 光化学スモッグ注意報等の発令・解除情報</li> <li>2 市内で観測した大きな地震情報</li> <li>3 コンビナート施設の火災等で被害の発生が予想される情報</li> <li>4 大規模事故の被害情報</li> <li>5 原子力施設の事故情報</li> <li>6 気象警報（大雨、洪水、暴風等）</li> <li>7 警戒基準を超えた雨量・水位情報等が観測され、被害発生のおそれ又は被害報告がある場合の雨量等の情報</li> <li>8 被害発生が予想される土砂災害警戒情報</li> </ol>
緊急度「低」	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参考情報として市民に周知する情報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模なライフライン事故</li> <li>2 警戒基準を超えた雨量・水位情報等</li> <li>3 集中豪雨・大雨などの予測情報</li> <li>4 市内で観測した地震情報</li> </ol>

## 10 災害情報等の相互提供に関する協定（レスキューナウ）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社レスキューナウ（以下「乙」という。）は、地震、台風・洪水等の風水害、テロ行為・大規模火災等の都市災害、その他の災害や事故等に関する情報（以下「災害情報等」という。）の相互提供について、次のとおり協定を締結する。

（甲乙の相互協力）

第1条 甲及び乙は災害情報等の収集及び伝達について、相互に協力するものとする。

（災害情報等の提供）

第2条 甲は、甲が知り得た災害情報等を乙に適宜実施可能な方法で提供する。

2 乙は、乙が知り得た災害情報等を甲に適宜実施可能な方法で提供する。

3 甲及び乙は、相互に提供される災害情報等のうち個人情報を除くものについて、それぞれが所有する情報提供システム等を用いて情報提供を行うことができる。

（情報の取扱い）

第3条 甲及び乙は、前条に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報保護条例の規定に基づき対応するものとする。

2 甲及び乙は、前条第3項に基づく情報提供において真偽が確認できない情報を提供するときは、その旨を明示するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては総務局危機管理室長、乙においては危機管理情報センター長とする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関して必要な手続きは、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成20年5月12日から効力を発し、1年間効力を有するものとする。

2 期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月12日

甲：川崎市

川崎市長 阿部孝夫 印

乙：東京都品川区西五反田5丁目6番3号  
株式会社レスキューナウ

代表取締役 市川啓一 印

# 1 1 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定(クリエイティブワークス、ダイードリンコ) 【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)、合同会社クリエイティブワークス(以下「乙」という。)及びダイードリンコ株式会社(以下「丙」という。)は、甲が提供する災害情報、気象情報等の情報(以下「防災気象情報」という。)を、丙が設置した自動販売機に併設された、乙が運用する電子広告媒体(以下、「電子広告媒体」という。)に表示させることに関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 甲、乙及び丙は、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力して電子広告媒体を活用する。

## (情報の提供)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」(以下「メール」という。)を利用して、防災気象情報を提供する。

2 乙は、市民に対して、電子広告媒体を利用して、甲から提供された防災気象情報のうち、別表に記載する情報を提供する。

## (設備の維持管理)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において設備の維持管理を実施する。

## (甲の免責)

第4条 乙は、甲が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、防災気象情報の提供において停止、中断、内容の誤り等が発生することを承諾する。

2 甲は、前項による防災気象情報の停止、中断、内容の誤り等の発生が判明した場合は、乙に対し通知する。ただし、その原因が乙又は丙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

## (乙の免責)

第5条 甲は、乙又は丙が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、電子広告媒体による防災気象情報の提供が停止、中断等が発生することを承諾する。

2 乙は、前項に基づく中断が判明した場合は、甲に対して通知する。

## (有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙丙のいずれかから何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (情報の費用)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく防災気象情報の提供については、無償で行う。

## (情報の目的外利用)

第8条 乙及び丙は、甲から取得した防災気象情報を、本協定に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

## (電子広告媒体の設置状況)

第9条 乙は、本協定に基づいて防災気象情報の提供が可能な電子広告媒体の設置状況について、甲に対して、年1回程度通知する。

(関係法令の遵守)

第10条 甲、乙及び丙は、それぞれの責任において、川崎市屋外広告物条例その他の法令を遵守する。

(その他)

第11条 本協定に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して別に定める。

本協定の取り交わしを証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 川崎市  
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 合同会社クリエイティブワークス  
川崎市川崎区小川町15-2 浜屋ビル403

代表社員 宇城 久仁子 印

丙 ダイードリンク株式会社  
東京都新宿区西落合1-20-17

東京営業部長 中島 孝徳 印

別表

防災気象情報
川崎市からの緊急のお知らせ
気象警報及び気象注意報
震度情報
天気予報
津波警報及び津波注意報
雨量通知情報及び水位警戒情報
光化学スモッグ情報
指定河川洪水予報
土砂災害警戒情報
竜巻注意情報
記録的短時間大雨情報

## 1 2 災害時における通信設備等の整備協力に関する協定書（川崎市通信設備連絡協議会）

【危機管理本部】

地震等による災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策（以下「災害応急対策」という。）に関する協力について、川崎市を甲とし、川崎市通信設備連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市内で災害が発生し、甲が災害応急対策のために使用する施設等において通信設備等の被害により、情報の受信が困難となり、通信の確保を行う必要があると認めた場合において、甲が乙に対して協力を要請するための必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力要請する内容は、災害時において乙が所有する資機材を利用して行う、次の通信整備とする。

- (1) 災害対策本部及びその他公共施設等への仮設衛星アンテナ、テレビの設置
- (2) 避難施設等への仮設衛星アンテナ、テレビの設置及び仮設一般電話機の供給、設置
- (3) 避難施設等の防災無線、放送設備、自動火災報知設備及び電話設備の復旧
- (4) その他災害対策施設における通信整備に関すること

（協力要請）

第3条 甲は、災害応急対策を行うため、乙に協力を要請する必要があると認めるときは、災害応急対策の内容、期間、場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに災害応急対策を行うための協力体制を確立し、甲に協力する。

（要請手続）

第4条 甲は、前条第1項の要請を行うときは様式1「災害時使用施設における通信設備等の整備協力要請書」により行う。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、要請書類を提出する。

（実施状況の連絡）

第5条 乙は、前2条の規定により業務協力を実施した場合は、その内容を様式2「災害時使用施設における通信設備等の整備協力実施状況連絡書」により甲に連絡する。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく業務に要した人件費は、原則として乙が負担する。

2 この協定に基づく業務に要した経費については、原則として乙が負担する。ただし、甲乙協議のうえ必要と認めた場合はこの限りではない。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事する者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により、甲が補償する。

（訓練）

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行う。

(状況提供)

第10条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、提供を求めることができる。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部事務局、乙においては川崎市通信設備連絡会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年8月21日

甲 川崎市川崎区宮本町1

川崎市長 阿部 孝夫

乙 川崎市中原区井田三舞町17番55号

川崎市通信設備連絡協議会

会長 市川 達雄

### 1 3 防災への取り組みに関する協定書 (Google) 【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

#### 第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

#### 第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

#### 第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

#### 第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとし、なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとし、

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとし、

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

川崎市

\_\_\_\_\_  
(Authorized Signature)

阿部 孝夫 印  
\_\_\_\_\_  
(署名)

Mcik McCarthy  
\_\_\_\_\_  
(Name)

阿部 孝夫  
\_\_\_\_\_  
(氏名)

Board Director  
\_\_\_\_\_  
(Title)

川崎市長  
\_\_\_\_\_  
(肩書)

2013. 2. 25  
\_\_\_\_\_  
(Date)

平成25年2月21日  
\_\_\_\_\_  
(日付)

## 1 4 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）【危機管理本部】

川崎市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、川崎市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、川崎市が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ川崎市の行政機能の低下を軽減させるため、川崎市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### （取組の内容）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、川崎市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものから実施するものとする。

- (1) ヤフーは、川崎市が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、川崎市が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 川崎市は、川崎市内の避難所等の位置や開設状況情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 川崎市は、川崎市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 川崎市が、災害発生時の川崎市内の被害状況をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 川崎市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、川崎市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### （費用）

第3条 前条に基づく川崎市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費等その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### （情報の周知）

第4条 ヤフーは、川崎市から提供を受ける情報について、川崎市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### （協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、川崎市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、川崎市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 2月28日

川崎市：川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

## 15 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担により設置することとする。

### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担により行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等の情報を別紙2により通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、

第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第16条 本覚書の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれかから何ら申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 4月23日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 神奈川県横浜市中区山下町198  
東日本電信電話株式会社  
取締役 神奈川支店長  
小畑 哲哉 印

16-(1) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツツ・コミュニケーションズ） 【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)とイツツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営する放送と通信サービスを活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

(目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

(提供の提供方法)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」を利用して、防災気象情報を提供する。

(設備の維持管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(甲の免責)

第4条 乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

(1) 天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断

(2) 機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

2 前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

(乙の免責)

第5条 甲は、乙が所有する機器の保守、点検等に伴い防災気象情報の提供を停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(情報の費用)

第7条 甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

(情報の目的外利用)

第8条 乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
イツ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 市来 利之 印

## 16-(2) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(YOUテレビ)

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)とYOUテレビ株式会社(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営する放送と通信サービスを活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

(目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

(提供の提供方法)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」を利用して、防災気象情報を提供する。

(設備の維持管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(甲の免責)

第4条 乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

(1) 天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断

(2) 機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

2 前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

(乙の免責)

第5条 甲は、乙が所有する機器の保守、点検等に伴い防災気象情報の提供を停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(情報の費用)

第7条 甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

(情報の目的外利用)

第8条 乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 4月 4日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦 印

乙 横浜市鶴見区鶴見中央1丁目26番1号  
YOUテレビ株式会社  
代表取締役社長 鶴田 豊實 印

## 16-(3) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(ジェイコムイースト)

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営する放送や通信サービス等を活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

### (目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

### (提供方法)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」及び同報系防災行政無線を利用して、防災気象情報を提供する。

### (L字放送及びデータ放送)

第3条 乙は第2条によって提供された防災気象情報を、乙の運営するケーブルテレビ放送の「J:COMチャンネル」の下部の情報表示部分及びデータ放送内下部の情報表示部分に表示するものとする。

2 甲が提供した防災気象情報の著作権及び内容に関する責任は、甲に帰属するものとする。

3 乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送加入者から甲が提供した防災気象情報の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

4 乙は、甲が提供した防災気象情報の内容が公序良俗に反するなど乙の放送基準に適合しないと判断した場合、その防災気象情報を削除することができる。なお、削除した場合、乙は甲に連絡を行うものとする。

### (同報系防災行政無線放送内容の再送信同意)

第4条 甲及び乙は、同報系防災行政無線により市民向けに実施している防災気象情報の放送(以下「同報無線放送」という。)を乙の設備により受信し、乙が別途提供している緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して再送信(以下「再送信」という。)を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する同報無線放送の内容について、変更を加えないものとする。

3 甲が実施する同報無線放送の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

4 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

### (提供エリア)

第5条 本覚書で合意したデータ放送及び再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとし、これ以外の地域に関してはデータ放送及び再送信を行わないものとする。

### (設備の維持管理)

第6条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

### (免責事項)

第7条 甲及び乙は、それぞれの設備が天変地災、設備保守、その他事故等により、データ放送及び再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、相手方に対して通知するものとする。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1か月前までに何ら申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(費用)

第9条 甲及び乙は、本覚書によるデータ放送及び再送信の情報提供にかかる費用を請求しないものとする。

2 甲及び乙は、データ放送及び再送信を実施するに当たり自ら必要な設備の取得及び改修等にかかる費用を請求しないものとする。

3 乙は、データ放送及び再送信を行うにあたり、乙のJ:COMチャンネルの視聴者及び緊急地震速報サービス加入者に対して、無償でのデータ放送及び再送信を行うものとする。ただし、乙が別途提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

(情報の目的外利用)

第10条 乙は、甲から取得した同報系防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(解除)

第12条 甲又は乙が、第8条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2か月前までに相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(その他)

第14条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 10月 22日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦 印

乙 川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号  
株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局  
局長 前田 泰洋 印

## 17 減災を目的とした防災ARに関する協定（全国防災共助協会）【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）及び一般社団法人全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に関する情報等の伝達に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、乙が運営するスマートフォン等の携帯端末向け防災ARシステム等（以下「ARシステム」という。）を活用し、防災気象情報を市民等に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民等の防災意識の向上を図る取組みを行うため、互いに協力する。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、具体的な内容及び方法については、甲及び乙の両者の協議に決定し、合意が得られたものから実施する。

- (1) 甲は、乙に対して、避難所等の名称や位置などの避難所情報、避難勧告や避難指示などの避難情報を提供する。
  - (2) 乙は、平常時から、甲が提供した避難所情報をARシステムに掲載し、市民等のARシステムの利用者に対し、最寄りの避難所等を案内する情報を提供するとともに、災害に備えるための啓発情報を掲載する。
  - (3) 乙は、災害時には前項に併せ、甲が提供した避難情報をARシステムに掲載する。
  - (4) 乙は、甲が提供した情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く伝達することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために甲が提供した情報を二次利用してはならない。
  - (5) 甲及び乙は、市民等に対し、ARシステムを広報する。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（責任の範囲）

第3条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、それぞれの費用と責任において、情報や設備等の維持管理を実施する。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく取組みに関し、何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 3 前項において、甲は乙に提供した情報に関する責任を負い、乙は、ARシステムに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、ARシステムに広告情報を掲載する場合は、広告の内容等については、甲が別に定める川崎市広告掲載要綱第5条、並びに川崎市広告掲載基準第3条及び第4条を準用するものとする。

（甲の免責）

第4条 乙は、甲が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、情報提供の停止・中断や情報に誤りが発生することを承諾する。

- 2 甲は、前項の事態が発生したことを認知した場合は、乙に対し通知する。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

（乙の免責）

第5条 甲は、乙が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、ARシステムの停止や情報に誤りが発生することを承諾する。

- 2 乙は、市民等のARシステムの利用者に対し、前項の事態が発生する可能性があること及び発生した際に甲乙ともに責任を負わないことをARシステムの利用規約等に明記する。

3 乙は、第1項の事態が発生したことを認知した場合は、甲に対して通知する。ただし、その原因が甲の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

(費用)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みについて、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費等その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(本協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれかから何ら申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定の取り交わしを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する

平成26年 10月14日

甲 川崎市  
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市長 福田 紀彦 印

乙 一般社団法人全国防災共助協会  
滋賀県大津市一里山1-16-1

代表理事 池光 博明 印

## 18 避難所等への公衆無線LAN設置に関する協定【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）とイツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の避難所及び広域避難場所（以下、「避難所等」という。）への公衆無線LAN設置（以下「本設備」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が設置する避難所等に本設備を設置し、公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）を提供することにより、避難所等利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

（本設備の設置及び所有権の確認）

第2条 乙は、甲と協議の上、乙の負担により、別に定める避難所等において、本設備の設置工事を行う。

2 本設備の設置許可を得るため避難所等の施設管理者に対して行う申請手続は、原則として、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて甲及び乙が協議の上、甲が手続を行うことができる。

3 本設備の所有権及び本サービスを提供するに当たり乙が制作した制作物（WEBコンテンツ等を含む。以下同じ。）に係る知的財産権は、乙に帰属する。ただし、制作物に甲が乙に提供した著作物が含まれる場合、当該著作物の著作権は甲に留保されるものとする。

（本設備の構成）

第3条 本設備の構成は、甲及び乙が別途協議の上定める。また、当該構成について、甲乙協議の上、変更又は更新することができるものとする。

（使用料等）

第4条 本設備の設置許可に関する使用料及び本設備の稼動に必要な電気料金は、甲の負担とする。ただし、甲及び乙が協議により別途指定した避難所等については、乙の負担とする。

2 乙は、前条本文に規定する使用料等を除く本設備の運用費用を全て負担し、本設備の賃借料又は本サービスの利用料を甲に求めないこととする。

（維持及び更新並びに修理）

第5条 本設備の維持及び更新のための必要な措置は、乙が行う。

2 本設備の修理のための必要な措置は、原則として乙が行う。ただし、第三者の行為及び地震等の天災を原因とする場合は、甲乙協議の上必要な措置を行う。

- 3 前2項の措置は、乙が、あらかじめ甲と協議の上速やかに行う。
- 4 第1項及び第2項の措置を行うに当たっては、甲及び乙は、利用者の安全を確保するための配慮をしなければならない。
- 5 第1項の措置を行うために必要な経費は乙が負担する。また、第2項の措置を行うために必要な経費は、甲（甲の委託者を含むものとする。）の責によるものを除き、乙が負担する。ただし、第三者の行為及び地震等の天災を原因とする場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（善管注意義務）

第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本設備を運用し、利用者のセキュリティを確保するための配慮をしなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 甲及び乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（第三者への損害）

第8条 甲又は乙は、本設備、本サービス等を原因として、第三者に損害を及ぼした場合は、その責めに帰すべき事由を有する者が、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、甲及び乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（機密保持）

第9条 甲及び乙は、本協定の履行に伴い知り得た相手方の営業上、経理上、技術上、マーケティング上の情報その他の非公開情報を漏らしてはならない。ただし、事前に相手方から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第10条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（期間）

第11条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間終了3箇月前までに甲又は乙から何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 本協定で定める事項を継続し難い重大な事由がある場合は、甲又は乙の申出により、本協定を解除することができる。ただし、当該申出は、解除の期日から3箇月前に行わなければならない。

2 前項に規定する解除をするに当たっては、乙は、甲と協議の上定めた日時までに、本設備を撤去しなければならない。

3 前項に規定する撤去を行うために必要な経費は、乙が負担する。

この協定の締結を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各1通を保有する。

平成30年 6月25日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市市長 福田紀彦

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
イツ・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 嶋田創